

## 第2回広島県犯罪被害者等支援検討会議事録

### 1 日時

令和3年8月5日（木）13:00～14:00

### 2 開催方法

WEB会議

### 3 出席者

伊藤委員，北口委員，河内委員，河野委員，谷口委員，檜山委員，柳原委員，吉中委員，  
新谷主幹（森谷委員代理）

### 4 議題等

広島県犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案について

### 5 担当部署

広島県環境県民局県民活動課 電話 082-513-2744（ダイヤルイン）

### 6 検討会の内容

広島県犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案について

（吉中委員）

2点ほどご質問させていただきます。

まず、1点目は、第2章の基本的施策の中に、「刑事手続の進捗状況に関する情報の提供等」と「保護、捜査等の過程における配慮等」という項目がございます。これにつきまして、概要のところには、例えば、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報提供等と書いていただいているんですけども、この2つの項目に関して、具体的に県の施策、支援体制としてどのようなものをイメージされているのかという事をお伺いしたいというのが第1点目でございます。

それから続けて、第2点目は、二次被害についてです。二次被害については、定義の所に記載があります。これに対応して、骨子案の項目の、基本理念と県民の役割、それから事業者の役割のところ二次被害についての言及がございます。そのところで触れていただくというのは、大切なことで結構なことだと思いますが、県の責務の中には、この二次被害に関する文句がないということについて理由をお伺いしたいということと、二次被害に関して基本的施策の中に特に項目立てられてないことについてご説明いただけますでしょうか。

（県民活動課長）

1点目については、県警の取組もここに入ってきます。県警におきましては、現在、捜査

員による刑事手続等の説明や心理専門職の配置を行っており、今後もこうした取組については継続していただくものと考えています。また、「保護、捜査等の過程における配慮等」の「保護」につきましては、県警だけでなく、こども家庭センターにおける保護も含まれており、ここでの保護の過程における配慮についても、今後継続していくものと考えております。

2点目の県の責務に言及がないということにつきましては、県や民間支援団体といった犯罪被害者等支援の直接的な支援の担い手につきましては、基本理念に則って支援をしております。基本理念では、犯罪被害の状況や二次被害の状況を踏まえ、適切に支援を行なうこととしており、二次被害の防止も含まれているということと考えていますので、敢えて記載しておりません。

基本的施策の中に二次被害の防止ということがないというところですが、これにつきましては、「県民の理解促進」において、県民に理解してもらおう対象に「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性」について記載しております。この文言につきましては、これを理解することを言い換えれば、二次被害を発生させないということを理解することでもあるので、二次被害を防止する啓発はこの条項に基づき実施したいと考えております。  
(吉中委員)

第1点目につきましては、理解いたしました。つまり広島県警は、県警察ですから、広島県警が担う刑事手続に関する情報提供等が入っているということと、2番目の保護等における配慮等というのはこども家庭センターにおける配慮等も入っているというご趣旨ですね。これについては、条例の中にも条文として出てくるということでしょうか。

(県民活動課長)

これから検討を進めていきますが、今、ここに書いてあるような内容の文言については、素案の中にも記載する予定です。

(吉中委員)

私の知る限りでは、刑事司法というのは、国家的な制度ですので、その部分との兼ね合いと言いますか、こういう被害者支援条例の中で直接条文をあげて謳うというのはあまり例がないのではないかと考えています。ただそれをしたら何か悪いかと言うと、そういうことではないので、確認のために県としても国家における被害者支援の施策に合わせて、対応してやっているんですということであれば、特に問題はないとは思いますが、そのところは気になる場所でした。

それから次の二次被害の件ですが、県民や事業者には二次被害の防止を求めるといふこととしておきながら、県自体は、二次被害をあたかもすることはないというように読み取りかねないような書きぶりというのは好ましくないのではないかと考えています。当然なのであれば、それは書いていただいた方がいいし、さらに申し上げると、この二次被害ということに対する少し誤解もあるのではないかと考えております。県民の理解促進というところで吸収されるから良いということですが、犯罪被害があった後のアフターケア問題であるとか、その後の物心両面に渡る支援、被害が生じないようにするということがそのとおり

ですけれども、犯罪被害者支援に関わるアクターたち、県も含めて事業者や県民が関わる時に、犯罪被害者の方々がその活動そのものから被害を受けることがあり得るということが、二次被害の重要な意味のひとつですから、これは県自体が、そういうことになってしまう可能性ってあるわけです。

さらに付け加えて申し上げますと、他の都道府県の支援条例について調べたところ、神奈川県では、二次被害防止に対する相談体制を、弁護士を通じて行うというところまで、条例の改正を通じて既に規定しております。山口県においてもその理解促進のための項目を設けているという事ですから、新しく作る広島県がこの二次被害の防止に関して、消極的ともとられかねないような態度をとるということは、私はあまり好ましいと思っておりません。まだ間に合うようでしたら、この二次被害に対する県民だけでなく、県の意識そのものをここに加えていただいて、みんなで犯罪被害者支援から生じる二次被害を防止するんだということを謳っていただきたいと切に思います。

(県民活動課長)

今のご意見を踏まえて、素案に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

(河内委員)

4頁目の上から6行目に条例に基づく取組方針を整理するとありますが、この取組方針というのはどのようなものか教えてください。

(県民活動課長)

取組方針の内容としては、犯罪被害者等支援は様々な分野に及ぶため、どの計画でどのように推進するかなどの基本的な考え方や施策を取りまとめた内容を想定しております。既に児童虐待ですとか、DV、消費者被害、警察の計画など整理されているため、取組方針という形で整理したいと考えております。

(河内委員)

この条例に基づいた支援の取組が適切に推進されるようにするためには、支援に関する施策が多岐の分野に及ぶこと等から、具体的な施策の基本方針だとか、推進するために必要な事項を定めた県の推進計画を定めて公表するような条項が必要ではないかと思っております。その計画に基づく施策の実施状況について、県のホームページなりに公表するという条項は、先ほどのお話にもありましたけれども、他の都道府県の条例とかを見ても、そういう条項を設けているところは多いので、条例の実効性、透明性の確保のためにも資するのではないかということで、そういう推進計画を定めるという条項は設けて欲しいと思っております。

(県民活動課長)

第3章の推進体制において、取組方針の策定という条項を設けるとともに、策定後は公表し、必要に応じて見直しをしようと考えております。

(河内委員)

わかりました。ありがとうございます。

条例の附則として、運用状況とか施策の実施状況を勘案して、数年後に見直しをするとい

うような規定を設ける事は、現時点では考えてないのですか。そういう条項が附則としてあった方がいいのではないかと考えています。

(県民活動課長)

条例につきましては、必要に応じて見直しをすることを考えていますので、見直しの条項は考えていない状況です。

(河内委員)

最後に民間支援団体の定義のところですが、被害者支援に関する事業を適正確実に行うことができるとして、県の公安委員会の方が指定をされている犯罪被害者等早期援助団体は明確に記載をしてもいいのではないかと考えています。「犯罪被害者等早期援助団体その他継続的に犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の団体」というような記載をして、明確にさせていただけたらいいのではないかと考えています。今後の県の取組としても、被害者支援センターとの連携を検討するというようなことも掲げているというところもありますので、その部分に関しては、早期援助団体を例示的にも明記していいのではないかと考えています。

(県民活動課長)

定義のところにありますように、民間支援団体につきましては、犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的ということで、それは先ほどおっしゃられました早期援助団体についてはここで読むという形にしていますけれども、今のご意見は参考にさせていただき、どうするかというところは考えさせていただきたいと思います。

(河内委員)

検討していただけたらと思います。ありがとうございます。

(伊藤委員)

1点だけ、県と市の関係が少し気になることがあります。広島県は今まで全国の中でも他県に先駆けて、市町への事務事業の権限移譲を行って来られました。これはこれで良かったと思うのですが、ただその後、人口構成の変化とかあるいはいろんな問題が多様化することによって、もう一度再編、中間政府としての都道府県の役割がすごく重要になっていると思います。今回の感染症の問題もそうでしょうし、この犯罪被害者の支援対策等もそうだろうと思います。

広域的補完的な役割が強まっているといった中で、今回の資料の7頁目です。基本理念の下に、県の責務というのがあります。これに書かれていますように、総論的にはこのとおり総合的に推進する、あるいは情報提供、助言協力するというので、これでいいと思います。ただもう少し実際面を考えると、県が総合的に推進する中でも、先ほど来、前回の議論でも出ていた記録が残っているのですが、いろんな窓口をもっと分かりやすくする事が一つだろうと思います。それで、そういった関係機関窓口と連携しながらまさに総合的に進める役割が重要だろうと思いますが、広島市以外、あるいは中核市以外では、そういった窓口に接する機会が少なく、おそらくは、地元の市町が、一番身近な相談窓口になるのだろうと思います。特に前回の記録にも残っているように、犯罪被害者の方というのは、時間経過によ

って状況はずいぶん変化してくる、そういった細かいことに対応できるのは、市町の窓口になるだろうと思います。最も身近な市町が担っていくのだろうと思います。そういった点について、7頁目、県の責務とその下の市町ですが、市町に対しては、情報提供、助言、その他の協力を留まっています。

他の資料を見てもみますと、県内の23市町で関連条例を作っているところは、1/3くらいしかありません。条例のある市町との連携が必要でしょうし、条例を作っていないところに対して、どういった形で支援するかということも重要だろうと思います。結局、県の責務、その下に県民の役割とありますが、市町の役割まで書けるかどうかはともかく、どこまでどのように支援するのかというのを、もう少し、市町について、市町の役割について、もう少し踏み込んでいいのではないかという気がしたのですが、いかがでしょう。

(県民活動課長)

地方分権の中で、市町に努力義務規定を設けることについては、ある程度慎重に検討していかなければならないということで、今は規定するようにはしていません。

県の役目としましては、先ほど伊藤委員も言われましたように、広島県内における総合的なコーディネートの役割ですとか、広域的、専門的な行政サービスの支援等をやっていく必要があると考えています。その中で、現在、犯罪被害者等支援の窓口につきましては、全部の市町にございますけども、相談事例があまりない中で、なかなか専門的スキルとか、そういう専門性の向上が難しいと思いますので、その点につきましては、今後、県の方が、窓口の機能強化を図って、そういうところへの助言といいますか、研修等を含めて、県全体として支援の強化を図っていく必要があると考えております。今後、県とすれば、今回条例を作りますので、その中で県全体として、犯罪被害者等支援の取組が充実するようやっていきたいと考えているところでございます。

(伊藤委員)

わかりました。今のような思いが、7頁目の案の中に入っていると解釈すればよろしいでしょうか。

(県民活動課長)

そういうことでございます。

(伊藤委員)

わかりました。もし機会があれば、呉市さんや府中町さんもお見えなので、コメントを一言いただけたらと思いますが、いかがでしょう。

(府中町 谷口委員)

今回の条例骨子案を見させていただいておりますが、私の方としましては、概ねこの内容でよいのではないかと理解しております。短いコメントですが、以上でございます。

(呉市 新谷主幹)

資料の2頁のところに、県内の犯罪状況ですとか、被害者の状況の表がございまして、この右下に交通事故の死傷者の数が掲載されていますが、交通事故の被害者も全員対象とする予定ということでよろしいのでしょうか。

(県民活動課長)

交通事故の場合は過失の場合が多いと思いますが、当然この条例の対象になってくるといことは考えております。

(呉市 新谷主幹)

了解しました。

(柳原委員)

言うまでもなく条例は被害者の方のために作ろうとくださっているもので、被害に遭って、直後は何が何だかわからないけど、だんだんにいろんなことが起きてくる中で、広島にはこうやって被害者の方をちゃんと支援してくださる条例があるという安心感になるような条例になっていくのが一番望ましいかなと思っています。これが一番いいと言うのはなかなかいろんなことがあるので難しいかとは思いますが、ここまで進んできたということに、とても今はありがたいなという思いはしています。

それと前日も意見を言わせていただいた8頁の基本的な施策の中で、子供たちのことに触れて載せていただいています。被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援ということで被害に直接遭った子供ではないけれども、その兄弟であったりその家族に巻き込まれたりそういった子供達が声を出すことなく傷を負ったままであることがないように誰かが気づいてあげられるような、そういった状況を作っていけたらいいなというのをずっと思っています。

子供達が家庭の次に過ごすのは学校が一番時間的には長いのですが、今の学校現場を聞いても本当に色々な事が持ち込まれていて、なかなか先生達も余裕がないという現状は重々耳にするのですが、小さい時に傷を負った子供が将来的に加害者になってしまうというケースが多いというデータもあります。そういった中で子供達の支援をしっかりとできるような人が学校現場にいて、何か子供たちのサインに気が付いて、どこかに繋いであげられるような、そういったシステムをきっちりと考えて作っていきたいし、大人達もやっぱりそういう意識を持っていけるような状況になればいいなというふうに考えています。ここに一文載ったことは、とてもいいことだと思っているので、どういうふうに具体的にこれから、被害者支援センターが絡めることがあれば、どう関わっていけたらいいのかと言うところも考えながら、是非ここは考えていっていただければなと思います。

条例の骨子の中に、民間支援センターに対する支援として、「民間支援団体に対する情報提供、助言など」とありますが、財政的にもぜひ支援をお願いしたいという要望も出しています。現在も県として、財政的支援をしてくださっています。しかし、ネットで公表されているワンストップセンターの活動計算書を当センターの状況と比較してみると、全体の予算額はほぼ同じですが、ワンストップセンターには、2700万円(予算額の99,2%)の委託料が支払われています。当センターは645万円(予算額の24,4%)で、残りの63,5%は寄付や会費などの自助努力によるものです。現在は委託料と寄付や会費で活動を維持していますが、この寄付や会費が入らなくなれば活動は出来なくなってしまうかも知れません。同じ被害者の支援をしている団体として、この差はおかしくないでしょうか。

ワンストップセンターも大事な事業です。ただし犯罪の被害は性被害ではありません。予算の割り振りについては、私にはわかりませんが、同じように被害者の支援をしている団体なのですから、もう少し大差の無い財政支援を考えて頂けたらと思います。

(県民活動課長)

被害が潜在化しやすい犯罪被害者の支援ということで、これにつきましては前回の検討会での意見等を踏まえて、そういうところが大事だろうということで、県オリジナルということで、項目を立てて今後取組を推進していきたいと考えております。今後実際どういう形でこれをやるかについては、いろいろな協議会等ありますけれども、その中で情報共有等を図りながら、いろんな意見等踏まえ、取組を進めていく必要があると考えております。

もう一点の行政支援につきましては、ご要望として受け止めさせていただきます。

(河内委員)

その点について、県が行う犯罪被害者支援の施策と密接的に結びついているので、被害者支援について重要な一翼を担っているそのセンターさんへの財政的支援というのは、欠かせないものと弁護士会からもお願いしたいところです。

(北口委員)

支援条例の制定は被害に遭った者にとっては素晴らしいことで、個人的な意見ですが、確かに早く制定していただきたいと思うと同時に、作ったからこれで終わりではなく、先ほど言われたように、広島県においても、自治体において温度差が大きいので、被害者支援が遅れている自治体に対して取組を促すことへも目も向けていただきたい、そういう思いも大きいです。

全体構成の中では、第二章の人材の育成、支援を担う人材を育成するための研修について、この条例を定めたから終わるのでなく、逆にしっかり支援していただくためには、本当に人材の育成というのが、大変重要な部分になると考えますので、条例ができた後も特にこの部分には力を入れていただき、人材の確保を強く願います。

それと先ほどの続きになるのですが、犯罪被害に遭いますと、自分の時も被害者支援センターに力になっていただいたので、支援センターを支援する施策というか、金銭的な面でも支援をよろしくお願いしたいと思います。

(県民活動課長)

県内市町において温度差があるのではないかとということがございました。国の調査によるのですが、県等が条例を作った場合の効果として、条例を根拠として体制整備が図られた、県全体の総合的かつ計画的な施策の推進が図られた、といったことのほか、市町村条例への波及ということも言われており、そういったことも期待できるのではないかと思います。

その中で、人材の育成につきましても、そういう面については全体的なコーディネートの部分でいけば県が一翼を担う必要があると思いますので、そこについては力を入れたいと考えております。

(檜山委員)

第1章の書き方で、他の都道府県も同じ書き方なのでこれが条例の普通の書き方なのか

もしれませんが、「〇〇するものとする」という表現が多いですね。例えば「推進する」と言えば本当にする、「するものとする」だと弱まるような感じがするのですが、「するものとする」という表現が条例では一般的なのでしょうか。

(県民活動課長)

他の条例等の書きぶりもありますけれども、基本的にはこういう形が行政文書、確かに回りくどいかもしれませんが、こういう形になっているというのが今の状況でございます。

(檜山委員)

こうしなければいけないのであれば、それでしかたないのですが。例えば「助言その他の協力を行うものとする」だと、『原則はそうですよ。でもしないかもしれませんよ。』のようなニュアンスなので、例えば「助言その他の協力を行う」という言い方をした方が、本当にやる気があるという感じがするのですが、そうしたらいけないものなのでしょうか。

(県民活動課長)

行政文書で申し訳ないのですが、法制等も含めながら条例を作っている関係もございまずので、これについてはご理解いただければと考えております。

(檜山委員)

わかりました。

(河内委員)

条項ではなく具体的な施策の話になるのですが、この前閣議決定された「第4次基本計画」では損害回復、経済的支援の取組、被害者の精神的被害の回復・防止への取組が掲げられていたと思いますが、被害者の方が被害回復のために金銭負担だとか、経済負担をするのは単準におかしい話だなと私自身は感じております。それを意識した施策、計画というものの策定、例えばカウンセリング費用の公費負担をもっと充実していくとか、法律相談をもっと充実していくとかを弁護士会としてはお願いしたいということと、初めの話に戻るのですが、具体的な施策、基本方針そういうものを公表してもらいたい、わかりやすくホームページなどで公表していただきたい。そのための条項、さっきの推進体制の整備というところでもしかしたらカバーされるのかもしれませんが、この条例に基づいた具体的な施策というものをちゃんと公表して、中身のある条例にさせていただければと思います。それを切にお願いします。

(県民活動課長)

具体の施策については、先ほど申し上げたとおり、県としてはコーディネーター的役割、専門的なところをやっていくのだろうと思っております。一方で、市町については日常生活支援ですとか、そういう役割分担の下、県全体として犯罪被害者支援の取組が充実していければと思っています。取組方針につきましては、公表したいと考えております。今後も検討を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いします。